

2019年11月12日
東日本旅客鉄道株式会社

気仙沼線（柳津～気仙沼間）及び大船渡線（気仙沼～盛間）における
鉄道事業廃止の届出について

現在 BRT により運行している気仙沼線（柳津～気仙沼間）及び大船渡線（気仙沼～盛間）について、鉄道事業法第 28 条の 2（事業の廃止）に基づき、本日付けで国土交通大臣に鉄道事業廃止の届出を行いましたのでお知らせいたします。

なお、BRT は道路運送法に基づき運行しており、鉄道事業の廃止による運行・サービス水準の変更はございません。